

介護報酬改定影響検証事業について

背景

平成21年度介護報酬改定に関する審議報告(平成20年12月12日 社会保障審議会介護給付費分科会)において、「今回の介護報酬改定が介護従事者の処遇改善につながっているかという点についての検証を適切に実施すること。」とされた。

審議報告をふまえ、介護報酬改定の検証を実施するため、平成21年度については「介護従事者処遇状況等調査」を実施することとなる。

なお、調査実施にあたっては、調査実施委員会において内容を検討し、介護給付費分科会に調査内容を報告する。

調査内容の基本的な考え方について①

【調査の基本方針について】

- ① 介護従事者の報酬改定前と改定後の賃金等の実態把握
 - ・ 介護従事者の賃金水準が改定前と比べて改善しているかどうか
 - ・ 賃金の他に一時金や手当等で対応しているかどうか
- ② 賃金等以外における介護従事者の処遇改善策の実態把握
 - ・ 福利厚生、研修等といった賃金等以外にどのような方法で処遇改善を図っているか
- ③ 施設・事業所の加算の取得状況の把握
- ④ 介護従事者の処遇改善状況について継続的な調査の実施
 - ・ 介護報酬改定の1年後の状況についても把握し、次回調査では介護職員処遇改善交付金(仮称)の影響を含めて把握してはどうか

調査内容の基本的な考え方について②

【調査票について】

○施設・事業所における処遇改善の状況等を把握するためには、施設・事業所に関する調査を行う必要があるのではないか。

○賃金等の実態把握をするためには、従事者に関する調査も行う必要があるのではないか。

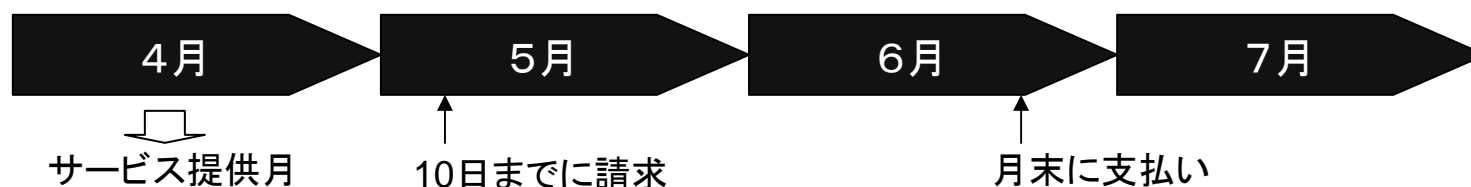
【調査の時期について】

○平成21年9月末の状況を調査してはどうか。

※4月サービス分の報酬は、6月末に支払われるため、処遇改善への対応がそれ以降になる可能性があることに留意する必要がある。

※本調査は、総務省の承認統計であるため、総務省の審査期間として約2ヶ月間を要することに留意する必要がある。(具体的なスケジュール案については最終ページ)

(参考)報酬の支払いの流れについて



調査内容の基本的な考え方について③

【回答率及び有効回答率の確保について】

本調査の実施にあたっては、簡素で記入しやすい内容とし、回答率及び有効回答率を確保することが重要ではないか。

(参考)介護事業経営概況・実態調査における問題点

回収率は概ね6割程度、有効回答率はその半分以上となっている。有効回答率が上がらない原因としては、以下の点が考えられる。

- ① 調査項目が多い(調査票に予防が加わった19年調査以降顕著)
- ② 実態調査の実施時期が3月のため、法人決算処理が未済であり記入できない
- ③ 複数の事業を実施している場合、各事業毎に職務に従事する時間に応じて職員を適切に按分することが困難
※経費については16年調査以降国で按分することとしたため有効回答率が向上
- ④ 事業毎の調査のため、複数の事業を実施している事業所が面積や利用者数等按分に必要な項目をすべて漏れなく正しく記入することが困難

(参考)介護事業経営概況・実態調査の回答率及び有効回答率について

調査名	回収率	有効回答率
H13.10 経営概況調査	80.4%	35.4%
H14.3 経営実態調査	58.9%	17.8%
H16.10 経営概況調査	67.9%	52.9%
H17.3 経営実態調査	55.3%	39.7%
H19.10 経営概況調査	52.9%	32.0%
H20.3 経営実態調査	67.1%	33.1%

調査内容の基本的な考え方について④

【調査対象について】

- 施設・事業所に関する調査において対象とするサービスの範囲
- 従事者に関する調査において対象とする職員の範囲

【範囲を決定するにあたって考慮すべき要因】

- 本調査の対象とする施設・事業所は層化無作為抽出法を用いて選定
- 目標精度を定めた場合、一定程度の客体数が必要
- 客体数を確保できなければ、集計・分析内容の精度が低下

調査内容の基本的な考え方について④

【調査対象の選定にあたって】

- 限定したサービスを調査する場合は、職員割合の高いサービスを対象としてはどうか。
- 調査の対象となる施設・事業所は、地域や規模の偏りがないよう留意し、無作為に抽出してはどうか。

全職員(事務職員等を除く)における常勤換算職員数について

	常勤換算職員数	割合
介護老人福祉施設	230,272	18.4%
通所介護	176,854	14.1%
介護老人保健施設	164,073	13.1%
訪問介護	163,742	13.1%
認知症対応型共同生活介護	101,776	8.1%
短期入所生活介護	97,361	7.8%
介護療養型医療施設	81,779	6.5%
居宅介護支援事業所	64,529	5.1%
通所リハビリテーション	59,081	4.7%
特定施設入居者生活介護	52,240	4.2%
訪問看護ステーション	25,898	2.1%
認知症対応型通所介護	17,515	1.4%
訪問入浴介護	8,786	0.7%
小規模多機能型居宅介護	8,083	0.6%
地域密着型介護老人福祉施設	1,508	0.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護	669	0.1%
夜間対応型訪問介護	424	0.0%
合計	1,254,590	100.0%

※予防含む

(出典)平成19年介護サービス施設・事業諸調査(統計情報部)

調査内容の基本的な考え方について④

【調査対象の選定にあたって】

- 限定した職員を調査する場合は、職員のうちに占める割合の高い者を対象としてはどうか。
- 調査の対象となる職員は、地域や規模の偏りがないよう留意し、無作為に抽出してはどうか。

職員(常勤換算)に占める職種の割合について

	看護職員	介護職員 (訪問介護員)	生活相談員 支援相談員	OT・PT・ST 機能訓練指導員	管理栄養士 栄養士	介護支援専門員
介護老人福祉施設	9.9%	78.2%	3.6%	2.0%	3.0%	3.1%
通所介護	14.4%	60.7%	16.8%	6.8%	1.3%	-
介護老人保健施設	22.2%	62.4%	3.7%	5.5%	3.0%	3.2%
訪問介護	-	100.0%	-	-	-	-
認知症対応型共同生活介護	4.3%	89.4%	-	-	-	6.3%
短期入所生活介護	10.3%	76.5%	5.0%	2.5%	3.2%	2.6%
介護療養型医療施設	40.0%	46.4%	-	6.5%	3.4%	3.7%
居宅介護支援事業所	-	-	-	-	-	100.0%
通所リハビリテーション	14.9%	71.0%	-	14.1%	-	-
特定施設入居者生活介護	12.0%	76.5%	5.3%	2.3%	-	3.9%
訪問看護ステーション	88.6%	-	-	11.4%	-	-
認知症対応型通所介護	12.3%	59.8%	20.8%	6.0%	1.2%	-
訪問入浴介護	35.8%	64.2%	-	-	-	-
小規模多機能型居宅介護	27.8%	64.4%	-	-	-	7.7%
地域密着型介護老人福祉施設	10.1%	72.8%	5.5%	3.1%	3.8%	4.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	12.4%	72.2%	6.6%	3.6%	-	5.2%
夜間対応型訪問介護	-	100.0%	-	-	-	-
合計	14.0%	68.8%	4.4%	3.7%	1.6%	7.6%

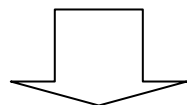
※予防含む

(出典)平成19年介護サービス施設・事業諸調査(統計情報部)

調査実施までのスケジュールについて

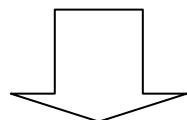
4/20
第1回委員会

・調査内容(調査対象、客
体数、調査項目)の検討



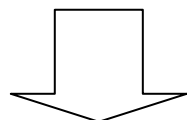
5/18
第2回委員会

・調査内容の決定
・関係団体ヒアリング



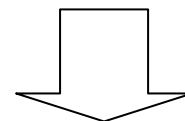
6月予定
介護給付費分科会

・調査内容の報告



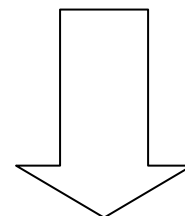
6月末まで
総務省登録

※本調査を実施するためには、総務省の承認が必要である。総務省の承認を得るためには約2ヶ月ほど要するため、10月調査を実施するためには、6月末には調査票を決定する必要がある。



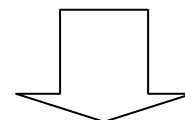
10月調査実施

※総務省の承認が得られるのが8月末となれば、9月中に調査票の印刷・発送等の作業をし、10月調査を実施できる。
※10月の調査実施後、結果の集計及び分析を翌年の春頃にかけて実施する。



平成22年2~3月
第3回委員会

・調査結果の報告



平成22年4月以降
介護給付費分科会

・調査結果の報告